平成２２年（フ）第４２７号
埼玉県所沢市美原町２丁目2936番地の１
コーポレート美原２―301
債務者　小島　忠勝
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４３５号
埼玉県所沢市並木２丁目３番地２―204
債務者　矢場八重子
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１０６号
千葉県東金市北之幸谷270番地１　レオパレスＴ．Ｉ．Ｍ２―203
債務者　宮崎　慎一
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１６５号
静岡県駿東郡清水町柿田106番地の９
債務者　湯浅さと子
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
静岡県三島市大宮町３丁目11番２号
債務者　近藤　安衛
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
静岡県三島市安久３番地の２
債務者　名越みゆき
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
静岡県伊東市川奈1257番地172、住民票上の住所静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本15番地の８
債務者　大石　和彦
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
静岡県熱海市桜町５番３号　平鶴アパート102
債務者　髙橋　直樹
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７２号
名古屋市中川区荒中町26番地の１　荒中ビル201号
債務者　岡部　保江
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７４号
愛知県岡崎市本宿町字棚田１番地６　県営住宅15―308
債務者　藤本　愛子
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
沖縄県那覇市古島２丁目15番地７
債務者　渡口　和江
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１８６号
沖縄県糸満市字糸満1505番地の６　親田原市営住宅Ａ棟106号
債務者　翁長　朝順
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１９７号
沖縄県那覇市西３丁目15番５号
債務者　伊波　正人
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１９８号
沖縄県那覇市西３丁目15番５号
債務者　伊波　久枝（旧姓島田）
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１３９号
青森県三戸郡三戸町大字川守田字関根25番地15
債務者　木村　光夫
１　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
青森県八戸市大字白銀町字堀ノ内17番地２
債務者　日當　克友
１　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
青森県八戸市大字市川町字桔梗野35番地465松美荘Ｆ、前住所青森県八戸市大字市川町字菖蒲谷地142番地７
債務者　市川　勝男
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係